

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県公営企業局管理規程	ページ
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年12月28日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第18号**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程(昭和28年高知県電気局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間まで」を「31時間まで」に改める。

第5条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同条第3項中「午後5時30分まで」を「午後5時15分まで」に改める。

第6条第7項中「。以下同じ」を削り、「者」を「職員」に改め、同項の表中「午前零時15分」を「午前零時」に、「午前9時」を「午前8時45分」に、「午後4時」を「午後3時30分」に、「午前零時45分」を「午前零時15分」に改め、同条第8項中「交替勤務者」を「規定による交替勤務の職員」に、「45分」を「1時間」に改め、同条第9項中「者」を「職員」に、「交代勤務」を「交替勤務」に、「第5項」を「第7項」に、「この場合の」を「この場合において、当該職員の」に、「取扱いは」を「取扱いについては」に、「第7条の規定による」を「次条の規定によるものとする」に改め、同条第10項の表中

半日	午前8時30分	午後零時30分
	午後1時	午後5時

を

半日	午前8時30分	午後零時15分
----	---------	---------

午前8時30分	午後零時30分
午後1時	午後4時45分
午後1時	午後5時

に改める。

第7条第1項中「前条」を「前条第1項から第6項まで」に、「4時間の」を「4時間(公営企業局長が別に定める場合にあっては、3時間45分。以下この項において「半日勤務時間」という。)」に、「4時間を」を「半日勤務時間を」に、「以下の条において」を「以下」に改める。

第8条第2項中「8時間以下」を「7時間45分以下」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(休息時間)

第8条の2 公営企業局長は、第6条第1項に規定する職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで、休憩時間の終わる時刻からその直後の休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間における正規の勤務時間がそれでおおむね4時間である場合又は始業の時刻から終業の時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね4時間である場合には、これらの正規の勤務時間に15分の休息時間を置かなければならない。ただし、1回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して2回以内とする。

2 休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

3 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。

第9条第1項中「第6条」を「第6条第1項から第6項まで」に、「前条」を「第8条」に改める。

第24条第1号中「交替制勤務」を「交替勤務」に改め、同条第4号中「者」を「職員」に改める。

第25条第1項中「第6条」を「第6条第1項から第6項まで」に改める。

第26条中「休憩時間」を「休憩時間、休息時間」に改める。

第28条第1項第1号イ中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる単位により年次有給休暇を与えることができる。

(1) 1回の勤務に割り振られた勤務時間(半日勤務時間の割振り変更が行われた場合にあっては、当該半日勤務時間の割振り変更が行われた後の勤務時間。以下この号において同じ。)に1時間未満の端数がある場合において、当該勤務時間のすべてを勤務しないとき(当該勤務時間が1日を単位として年次有給休暇が与えられる時間である場合を除く。)当該勤務時間の時間数

(2) 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるとき 当該残日数

第30条第1項の表中「与える基準」を「与える期間」に改め、同条第2項中「4時間」を「3時間55分」に、「8時間未満」を「7時間45分未満」に改め、同条第4項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項各号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項の表の9の項、13の項、14の項、16の項及び18の項の休暇」を「特定休暇」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項又は18の項の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。

第35条第3項に次のただし書きを加える。

ただし、組合休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数を単位として与えることができる。

第35条第5項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第36条第1項第6号中「者」を「職員」に改める。

第45条の見出しが「(交替時の引継ぎ)」に改め、同条中「交替勤務者」を「交替勤務の職員」に改める。

第51条ただし書き中「者」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成22年1月1日から施行する。
(企業局職員就業規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 企業局職員就業規程の一部を改正する規程(平成19年高知県公営企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。